

教育課程部会運営に関する規則等

- ① 中央教育審議会関係法令
- ② 中央教育審議会運営規則
- ③ 中央教育審議会の会議の公開に関する規則
- ④ 初等中等教育分科会運営規則
- ⑤ 初等中等教育分科会教育課程部会運営規則
- ⑥ 教育課程企画特別部会の設置について

中央教育審議会関係法令

○国家行政組織法（昭和二十三年七月十日法律第二百十号）（抄）

（審議会等）

第八条 第三条の国の行政機関には、法律の定める所掌事務の範囲内で、法律又は政令の定めるところにより、重要事項に関する調査審議、不服審査その他学識経験を有する者等の合議により処理することが適当な事務をつかさどらせるための合議制の機関を置くことができる。

○文部科学省組織令（平成十二年六月七日政令第二百五十一号）

（抄）

（設置）

第八十五条 法律の規定により置かれる審議会等のほか、本省に、次の審議会等を置く。

中央教育審議会

教科用図書検定調査審議会

大学設置・学校法人審議会

（中央教育審議会）

第八十六条 中央教育審議会は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 文部科学大臣の諮問に応じて次に掲げる重要事項を調査審議すること。

イ 教育の振興及び生涯学習の推進を中核とした豊かな人間性を備えた創造的な人材の育成に関する重要事項（第三号に規定するものを除く。）

ロ スポーツの振興に関する重要事項

二 前号イ及びロに掲げる重要事項に関し、文部科学大臣に意見を述べること。

三 文部科学大臣の諮問に依りて生涯学習に係る機会の整備に関する重要事項を調査審議すること。

四 前号に規定する重要事項に関し、文部科学大臣又は関係行政機関の長に意見を述べること。

五 生涯学習の振興のための施策の推進体制等の整備に関する法律（平成二年法律第七十一号）、理科教育振興法（昭和二十八年法律第八十六号）第九條第一項、産業教育振興法（昭和二十六年法律第二百二十八号）、教育職員免許法（昭和二十四年法律第二百四十七号）、学校教育法、社会教育法（昭和二十四年法律第二百七号）、スポーツ基本法（平成二十三年法律第七十八号）、スポーツ振興投票の実施等に関する法律（平成十年法律第六十三号）第三十一條第三項及び独立行政法人日本スポーツ振興センター法（平成十四年法律第六十二号）第二十一條第二項の規定に基づきその権限に属させられた事項を処理すること。

六 理科教育振興法施行令（昭和二十九年政令第三百十一号）第二条第二項及び産業教育振興法施行令（昭和二十七年政令第四百五号）第二条第三項及び学校教育法施工令（昭和二十八年政令第三百四十号）第二十三條の二第三項の規定によりその権限に

属させられた事項を処理すること。

- 2 前項に定めるもののほか、中央教育審議会に關し必要な事項については、中央教育審議会令（平成十二年政令第二百八十号）の定めるところによる。

○中央教育審議会令（平成十二年六月七日政令第二百八十号）

内閣は、国家行政組織法（昭和二十三年法律第二百十号）第八条の規定に基づき、この政令を制定する。

（組織）

第一条 中央教育審議会（以下「審議会」という。）は、委員三十人以内で組織する。

2 審議会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員を置くことができる。

3 審議会に、専門の事項を調査させるため必要があるときは、専門委員を置くことができる。

（委員等の任命）

第二条 委員は、学識経験のある者のうちから、文部科学大臣が任命する。

2 臨時委員は、当該特別の事項に關し学識経験のある者のうちから、文部科学大臣が任命する。

3 専門委員は、当該専門の事項に關し学識経験のある者のうちから、文部科学大臣が任命する。

（委員の任期等）

第三条 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

3 臨時委員は、その者の任命に係る当該特別の事項に關する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

4 専門委員は、その者の任命に係る当該専門の事項に關する調査が終了したときは、解任されるものとする。

5 委員、臨時委員及び専門委員は、非常勤とする。

（会長）

第四条 審議会に、会長を置き、委員の互選により選任する。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

（分科会）

第五条 審議会に、次の表の上欄に掲げる分科会を置き、これらの分科会の所掌事務は、審議会の所掌事務のうち、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

名称	所掌事務
教育制度分科会	一 豊かな人間性を備えた創造的な人材の育成のための教育改革に関する重要事項を調査審議すること。 二 地方教育行政に関する重要事項を調査審議すること。
生涯学習分科会	一 生涯学習に係る機会の整備に関する重要事項を調査審議すること。

	<p>二 社会教育の振興に関する重要事項を調査審議すること（スポーツ・青少年分科会の所掌に属するものを除く）。</p> <p>三 視聴覚教育に関する重要事項を調査審議すること。</p> <p>四 生涯学習の振興のための施策の推進体制等の整備に関する法律（平成二年法律第七十一号）の規定に基づき審議会等の権限に属せられた事項及び社会教育法（昭和二十四年法律第二百七号）の規定に基づき審議会等の権限に属せられた事項（スポーツ・青少年分科会の所掌に属するものを除く）を処理すること。</p>
<p>初等中等教育分科会</p>	<p>一 初等中等教育（幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校における教育をいう。次号において同じ。）の振興に関する重要事項を調査審議すること（生涯学習分科会及びスポーツ・青少年分科会の所掌に属するものを除く）。</p> <p>二 初等中等教育の基準に関する重要事項を調査審議すること。</p> <p>三 教育職員の養成並びに資質の保持及び向上に関する重要事項を調査審議すること。</p> <p>四 理科教育振興法（昭和二十八年法律第八十八号）第九條第一項、産業教育振興法（昭和二十六年法律第二百二十八号）及び教育職員免許法（昭和二十四年法律第四十七号）の規定に基づき審議会等の権限に属せられた事項を処理すること。</p> <p>五 理科教育振興法施行令（昭和二十九年政令第二百一十二号）第一條第一項及び産業教育振興法施行令（昭和二十七年政令第四百五号）第一條第二項の規定により審議会等の権限に属せられた事項を処理すること。</p>

<p>大学分科会</p>	<p>一 大学及び高等専門学校における教育の振興に関する重要事項を調査審議すること（スポーツ・青少年分科会の所掌に属するものを除く）。</p> <p>二 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）の規定に基づき審議会等の権限に属せられた事項を処理すること。</p> <p>三 学校教育法施行令（昭和二十八年政令第二百四十号）第二十二條の二第二項の規定により審議会等の権限に属せられた事項を処理すること。</p>
<p>スポーツ・青少年分科会</p>	<p>一 学校保健（学校における保健教育及び保健管理をいう）、学校安全（学校における安全な教育及び安全管理をいう）及び学校給食に関する重要事項を調査審議すること。</p> <p>二 青少年教育の振興に関する重要事項を調査審議すること。</p> <p>三 青少年の健全な育成に関する重要事項を調査審議すること。</p> <p>四 体力の保持及び増進に関する重要事項を調査審議すること。</p> <p>五 スポーツの振興に関する重要事項を調査審議すること。</p> <p>六 スポーツ基本法（平成二十二年法律第七十八号）、スポーツ振興投票の実施等に関する法律（平成十年法律第六十二号）第二十二條第二項及び独立行政法人日本スポーツ振興センター法（平成十四年法律第六十一号）第二十二條第一項の規定に基づき審議会等の権限に属せられた事項並びに社会教育法第三十二條の規定に基づき審議会等の権限に属せられた事項（青少年教育に係るものに限る）を処理すること。</p>

- 2 前項の表の上欄に掲げる分科会に属すべき委員、臨時委員及び専門委員は、文部科学大臣が指名する。
- 3 分科会に、分科会長を置き、当該分科会に属する委員の互選により選任する。
- 4 分科会長は、当該分科会の事務を掌理する。
- 5 分科会長に事故があるときは、当該分科会に属する委員のうちから分科会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。
- 6 審議会は、その定めるところにより、分科会の議決をもって審議会の議決とすることができる。

(部会)

- 第六条 審議会及び分科会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。
- 2 部会に属すべき委員、臨時委員及び専門委員は、会長（分科会に置かれる部会にあつては、分科会長）が指名する。
- 3 部会に、部会長を置き、当該部会に属する委員の互選により選任する。
- 4 部会長は、当該部会の事務を掌理する。
- 5 部会長に事故があるときは、当該部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。
- 6 審議会（分科会に置かれる部会にあつては、分科会。以下この項において同じ。）は、その定めるところにより、部会の議決をもって審議会の議決とすることができる。

(幹事)

- 第七条 審議会に、幹事を置く。
- 2 幹事は、関係行政機関の職員のうちから、文部科学大臣が任命す

る。

- 3 幹事は、審議会の所掌事務のうち、第五条第一項の表生涯学習分科会の項下欄の第一号に掲げる重要事項及び第四号に掲げる事項（生涯学習の振興のための施策の推進体制等の整備に関する法律の規定に基づき審議会の権限に属させられた事項に限る。）について、委員を補佐する。
- 4 幹事は、非常勤とする。

(議事)

- 第八条 審議会は、委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。
- 2 審議会の議事は、委員及び議事に関係のある臨時委員で会議に出席したものの過半数で決し、可非同数のときは、会長の決するところによる。
- 3 前二項の規定は、分科会及び部会の議事について準用する。

(資料の提出等の要求)

- 第九条 審議会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

(庶務)

- 第十条 審議会の庶務は、文部科学省生涯学習政策局政策課において総括し、及び処理する。ただし、初等中等教育分科会に係るものについては文部科学省初等中等教育局初等中等教育企画課において、大学分科会に係るものについては文部科学省高等教育局高等教育企画課において、スポーツ・青少年分科会に係るものについては文部

科学省スポーツ・青少年局スポーツ・青少年企画課において処理する。

(雑則)

第十一条 この政令に定めるもののほか、議事の手続その他審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この政令は、平成十三年一月六日から施行する。

中央教育審議会運営規則

〔平成二十七年二月二十五日
中央教育審議会決定〕

中央教育審議会令（平成十二年政令第二百八十号）第十一条の規定に基づき、中央教育審議会運営規則を次のように定める。

（趣旨）

第一条 中央教育審議会（以下「審議会」という。）の議事の手続その他審議会の運営に関し必要な事項は、中央教育審議会令（以下「令」という。）に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

（会議の招集）

第二条 審議会の会議は、必要に応じ、会長が招集する。

（分科会）

第三条 分科会の会議は、必要に応じ、分科会長が招集する。

2 令第五条第六項の規定に基づき、次の表の上欄に掲げる分科会の所掌事務のうち、それぞれ同表の下欄に掲げる事項については、当該分科会の議決をもって審議会の議決とする。ただし、審議会が必要と認めるときは、この限りでない。

分科会	事項
生涯学習分科会	生涯学習の振興のための施策の推進体制等の整備に関する法律（平成二 年法律第七十一号）の規定に基づき審議会の権限に属させられた事項及 び社会教育法（昭和二十四年法律第二百七号）の規定に基づき審議会の 権限に属させられた事項（スポーツ・青少年分科会の所掌に属するもの を除く。）
初等中等教育分科会	一 理科教育振興法（昭和二十八年法律第八十六号）第九条第一項、

<p>スポーツ・青少年分科会</p>	<p>産業教育振興法（昭和二十六年法律第二百二十八号）及び教育職員免許法（昭和二十四年法律第四百十七号）の規定に基づき審議会の権限に属させられた事項</p> <p>二 理科教育振興法施行令（昭和二十九年政令第三百十一号）第二条第二項及び産業教育振興法施行令（昭和二十七年政令第四百五号）第二条第三項の規定により審議会の権限に属させられた事項</p>
<p>大学分科会</p>	<p>一 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）の規定に基づき審議会の権限に属させられた事項</p> <p>二 学校教育法施行令（昭和二十八年政令第三百四十号）第二十三条の二第三項の規定により審議会の権限に属させられた事項</p>
<p>スポーツ基本法（平成二十三年法律第七十八号）、スポーツ振興投票の</p>	

実施等に関する法律（平成十年法律第六十三号）第三十一条第三項及び
独立行政法人日本スポーツ振興センター法（平成十四年法律第六十二
号）第二十一条第二項の規定に基づき審議会の権限に属させられた事項
並びに社会教育法第十三条の規定に基づき審議会の権限に属させられた
事項（青少年教育に係るものに限る。）

3 前項の表の下欄に掲げるもののほか、同項の表の上欄に掲げる分科会の所掌事務のうち、それぞれ審議
会があらかじめ定める事項については、当該分科会の議決をもって審議会の議決とする。

4 前二項に規定する事項については分科会が議決したときは、分科会長は、速やかに、会長にその議決の内
容を報告しなければならない。

5 前各項に定めるもののほか、分科会の議事の手続その他分科会の運営に関し必要な事項は、分科会長が
分科会に諮って定める。

(部会)

第四条 部会の名称及び所掌事務は、会長（分科会に置かれる部会にあつては、分科会長。以下この条において同じ。）が審議会（分科会に置かれる部会にあつては、分科会。以下この条において同じ。）に諮つて定める。

2 部会の会議は、必要に応じ、部会長が招集する。

3 令第六条第六項の規定に基づき、審議会があらかじめ定める事項については、部会の議決をもつて審議会の議決とする。

4 前項に規定する事項については部会が議決したときは、部会長は、速やかに、会長にその議決の内容を報告しなければならない。

5 前各項に定めるもののほか、部会の議事の手続その他部会の運営に関し必要な事項は、部会長が部会に諮つて定める。

(会議の公開)

第五条 審議会の会議は、公開して行う。ただし、特別の事情により審議会が必要と認めるときは、この限りでない。

2 審議会の会議の公開の手續その他審議会の会議の公開に関し必要な事項は、別に会長が審議会に諮って定める。

(雑則)

第六条 この規則に定めるもののほか、審議会の議事の手續その他審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この規則は、審議会の決定の日（平成二十七年二月二十五日）から施行する。

中央教育審議会の会議の公開に関する規則

〔平成二十七年二月二十五日
中央教育審議会決定〕

中央教育審議会令（平成十二年政令第二百八十号）（以下「令」という。）第十一条の規定に基づき、中央教育審議会の会議の公開に関する規則を次のように定める。

（会議の公開）

第一条 中央教育審議会の会議は、次に掲げる場合を除き、公開して行う。

- 一 会長の選任その他人事に関する事項を議決する場合
- 二 前号に掲げる場合のほか、会長が、公開することにより公平かつ中立な審議に著しい支障を及ぼすおそれがあると認める場合その他正当な理由があると認める場合

（会議の傍聴）

第二条 中央教育審議会の会議を傍聴しようとする者は、あらかじめ、文部科学省生涯学習政策局政策課（

この条において「事務局」という。）の定める手続きにより登録を受けなければならない。ただし、中央教育審議会の会議を傍聴することができる者は、次に掲げるものとし、その人数は、原則として当該各号に掲げる人数とする。

一 放送機関、新聞社、通信社その他の報道機関に所属する者 一社につき一人

二 前号に掲げる者以外の者 原則として受付けの順序に従って事務局が許可する人数

2 前項の登録を受けた者（以下この条において「登録傍聴人」という。）は、会長の許可を受けて、会議を撮影し、録画し、又は録音することができる。

3 登録傍聴人は、前項の許可を受けようとするときは、事務局の定める手続きにより申請するとともに、会議を撮影し、録画し、又は録音するに当たっては、事務局の指示に従わなければならない。

4 登録傍聴人は、会議の進行を妨げる行為又は他の登録傍聴人の傍聴を妨げる行為をしてはならない。

5 会長は、登録傍聴人が、第二項の規定による許可を受けず、若しくは第三項の規定による事務局の指示に従わずに会議を撮影し、録画し、若しくは録音したとき、又は前項に規定する行為をしたときは、退場を命ずる等適当な措置をとることができる。

(会議資料の公開)

第三条 会長は、中央教育審議会の会議において配付した資料を公開しなければならない。ただし、会長は、公開することにより公平かつ中立な審議に著しい支障を及ぼすおそれがあると認めるときその他正当な理由があると認めるときは、会議資料の全部又は一部を非公開とすることができる。

(議事録の公開)

第四条 会長は、中央教育審議会の会議の議事録を作成し、これを公開しなければならない。ただし、会長は、公開することにより公平かつ中立な審議に著しい支障を及ぼすおそれがあると認めるときその他正当な理由があると認めるときは、議事録の全部又は一部を非公開とすることができる。

2 前項の規定により議事録の全部又は一部を非公開とする場合には、会長は非公開とした部分について議事要旨を作成し、これを公開するものとする。

附 則

この規則は、中央教育審議会の決定の日（平成二十七年二月二十五日）から施行する。

初等中等教育分科会運営規則

〔平成二十七年二月二十五日
初等中等教育分科会決定〕

中央教育審議会運営規則（平成二十七年二月二十五日中央教育審議会決定）第三条第五項の規定に基づき、初等中等教育分科会運営規則を次のように定める。

（趣旨）

第一条 初等中等教育分科会（以下「分科会」という。）の議事の手続その他分科会の運営に関し必要な事項は、中央教育審議会令（平成十二年政令第二百八十号）及び中央教育審議会運営規則に定めるものほか、この規則の定めるところによる。

（部会）

第二条 分科会に、次に掲げる事項を分担させるため、部会を置くことができる。

- 一 初等中等教育の教育課程に関する重要事項
- 二 教育職員の養成並びに資質の保持及び向上に関する重要事項並びに教育職員免許法（昭和二十四年法

律第四百四十七号)の規定に基づき中央教育審議会(以下「審議会」という。)の権限に属させられた事項

三 前各号に掲げるもののほか、分科会が必要と認める事項

第三条 部会長は、必要に応じ、当該部会に属さない委員、臨時委員及び専門委員を、会議に出席させることができる。

(部会の議決)

第四条 次の各号に掲げる事項については、部会の議決をもって分科会の議決とすることができる。

一 理科教育振興法(昭和二十八年法律第八十六号)第九条第一項、産業教育振興法(昭和二十六年法律第二百二十八号)及び教育職員免許法の規定に基づき審議会の権限に属させられた事項

二 理科教育振興法施行令(昭和二十九年政令第三百十一号)第二条第二項及び産業教育振興法施行令(昭和二十七年政令第四百五号)第二条第三項の規定により審議会の権限に属させられた事項

三 その他分科会においてあらかじめ定める事項

2 前項に規定する事項について部会が議決したときは、部会長は、速やかに、分科会長にその議決の内容

を報告しなければならない。

(会議の公開)

第五条 分科会の会議は、次に掲げる場合を除き、公開して行う。

- 一 分科会長の選任その他人事に関する事項を議決する場合
- 二 前号に掲げる場合のほか、分科会長が、公開することにより公平かつ中立な審議に著しい支障を及ぼすおそれがあると認める場合その他正当な理由があると認める場合

(会議の傍聴)

第六条 分科会の会議を傍聴しようとする者は、あらかじめ、文部科学省初等中等教育局初等中等教育企画課(以下この条において「事務局」という。)の定める手続により登録を受けなければならない。ただし、分科会の会議を傍聴することができる者は、次に掲げるものとし、その人数は、原則として当該各号に掲げる人数とする。

- 一 放送機関、新聞社、通信社その他の報道機関に所属する者 一社につき一人
- 二 前号に掲げる者以外の者 原則として受付の順序に従って事務局が許可する人数

2 前項の登録を受けた者（以下この条において「登録傍聴人」という。）は、分科会長の許可を受けて、会議を撮影し、録画し、又は録音することができる。

3 登録傍聴人は、前項の許可を受けようとするときは、事務局の定める手続により申請するとともに、会議を撮影し、録画し、又は録音するに当たっては、事務局の指示に従わなければならない。

4 登録傍聴人は、会議の進行を妨げる行為又は他の登録傍聴人の傍聴を妨げる行為をしてはならない。

5 分科会長は、登録傍聴人が、第二項の規定による許可を受けず、若しくは第三項の規定による事務局の指示に従わずに会議を撮影し、録画し、若しくは録音したとき、又は前項に規定する行為をしたときは、退場を命ずる等適当な措置をとることができる。

（会議資料の公開）

第七条 分科会長は、分科会の会議において配付した資料を公開しなければならない。ただし、分科会長は、公開することにより公平かつ中立な審議に著しい支障を及ぼすおそれがあると認めるときその他正当な理由があると認めるときは、会議資料の全部又は一部を非公開とすることができる。

（議事録の公開）

第八条 分科会長は、分科会の会議の議事録を作成し、これを公開しなければならない。ただし、分科会長は、公開することにより公平かつ中立な審議に著しい支障を及ぼすおそれがあると認めるときその他正当な理由があると認めるときは、議事録の全部又は一部を非公開とすることができる。

2 前項の規定により議事録の全部又は一部を非公開とする場合には、分科会長は非公開とした部分について議事要旨を作成し、これを公開するものとする。

(雑則)

第九条 この規則に定めるもののほか、分科会の議事の手続その他分科会の運営に関し必要な事項は、分科会長が分科会に諮って定める。

附 則

この規則は、分科会の決定の日（平成二十七年二月二十五日）から施行する。

初等中等教育分科会運営規則

〔平成二十一年二月二十七日
初等中等教育分科会決定〕

中央教育審議会運営規則（平成二十一年二月十日中央教育審議会決定）第三条第五項の規定に基づき、初等中等教育分科会運営規則を次のように定める。

（趣旨）

第一条 初等中等教育分科会（以下「分科会」という。）の議事の手続その他分科会の運営に関し必要な事項は、中央教育審議会令（平成十二年政令第二百八十号）及び中央教育審議会運営規則に定めるものほか、この規則の定めるところによる。

（部会）

第二条 分科会に、次に掲げる事項を分担させるため、部会を置くことができる。

- 一 初等中等教育の教育課程に関する重要事項
- 二 教育職員の養成並びに資質の保持及び向上に関する重要事項並びに教育職員免許法（昭和二十四年法

律第四百四十七号)の規定に基づき中央教育審議会(以下「審議会」という。)の権限に属させられた事項

三 前各号に掲げるもののほか、分科会が必要と認める事項

第三条 部会長は、必要に応じ、当該部会に属さない委員、臨時委員及び専門委員を、会議に出席させることができる。

(部会の議決)

第四条 次の各号に掲げる事項については、部会の議決をもって分科会の議決とすることができる。

一 理科教育振興法(昭和二十八年法律第八十六号)第九条第一項、産業教育振興法(昭和二十六年法律第二百二十八号)及び教育職員免許法の規定に基づき審議会の権限に属させられた事項

二 理科教育振興法施行令(昭和二十九年政令第三百十一号)第二条第二項及び産業教育振興法施行令(昭和二十七年政令第四百五号)第二条第三項の規定により審議会の権限に属させられた事項

三 その他分科会においてあらかじめ定める事項

2 前項に規定する事項について部会が議決したときは、部会長は、速やかに、分科会長にその議決の内容

を報告しなければならない。

(会議の公開)

第五条 分科会の会議は、次に掲げる場合を除き、公開して行う。

- 一 分科会長の選任その他人事に関する事項を議決する場合
- 二 前号に掲げる場合のほか、分科会長が、公開することにより公平かつ中立な審議に著しい支障を及ぼすおそれがあると認める場合その他正当な理由があると認める場合

(会議の傍聴)

第六条 分科会の会議を傍聴しようとする者は、あらかじめ、文部科学省初等中等教育局初等中等教育企画課(この条において「事務局」という。)の定める手続により登録を受けなければならない。ただし、分科会の会議を傍聴することができる者は、次に掲げるものとし、その人数は、原則として当該各号に掲げる人数とする。

- 一 放送機関、新聞社、通信社その他の報道機関に所属する者 一社につき一人
- 二 前号に掲げる者以外の者 原則として受け付けの順序に従って事務局が許可する人数

2 前項の登録を受けた者（次項において「登録傍聴人」という。）は、分科会長が許可した場合を除き、会議の開始後に入場し、又は会議を撮影し、録画し、若しくは録音してはならない。

3 登録傍聴人は、前項に規定する行為のほか、会議の進行を妨げる行為をしてはならない。

4 前二項に規定する行為を行う者に対しては、分科会長は退場を命ずる等適当な措置をとることができる。

（会議資料の公開）

第七条 分科会長は、分科会の会議において配付した資料を公開しなければならない。ただし、分科会長は、公開することにより公平かつ中立な審議に著しい支障を及ぼすおそれがあると認めるときその他正当な理由があると認めるときは、会議資料の全部又は一部を非公開とすることができる。

（議事録の公開）

第八条 分科会長は、分科会の会議の議事録を作成し、これを公開しなければならない。ただし、分科会長は、公開することにより公平かつ中立な審議に著しい支障を及ぼすおそれがあると認めるときその他正当な理由があると認めるときは、議事録の全部又は一部を非公開とすることができる。

2 前項の規定により議事録の全部又は一部を非公開とする場合には、分科会長は非公開とした部分について

て議事要旨を作成し、これを公開するものとする。

(雑則)

第九条 この規則に定めるもののほか、分科会の議事の手続その他分科会の運営に関し必要な事項は、分科会長が分科会に諮って定める。

附 則

この規則は、分科会の決定の日（平成二十一年二月二十七日）から施行する。

初等中等教育分科会教育課程部会運営規則

平成二十七年二月二十五日
教育課程部会決定

中央教育審議会運営規則（平成二十七年二月二十五日中央教育審議会決定）第四条第五項の規定に基づき、
初等中等教育分科会教育課程部会運営規則を次のように定める。

（趣旨）

第一条 初等中等教育分科会教育課程部会（以下「部会」という。）の議事の手続その他部会の運営に関し
必要な事項は、中央教育審議会令（平成十二年政令第二百八十号）、中央教育審議会運営規則及び初等中
等教育分科会運営規則（平成二十七年二月二十五日初等中等教育分科会決定）に定めるもののほか、この
規則の定めるところによる。

（専門部会等）

第二条 部会に、部会の決定により、専門部会その他の審議組織（以下「専門部会等」という。）を置くこ

とができる。

2 専門部会等の主査及び主査代理は部会長が指名する。

3 専門部会等の主査は、必要に応じ、当該専門部会等に属さない委員、臨時委員及び専門委員を、会議に出席させることができる。

(会議の公開)

第三条 部会（専門部会等を含む。以下同じ。）の会議は、次に掲げる場合を除き、公開して行う。

一 部会長の選任その他人事に関する事項を議決する場合

二 前号に掲げる場合のほか、部会長が、公開することにより公平かつ中立な審議に著しい支障を及ぼすおそれがあると認める場合その他正当な理由があると認める場合

(会議の傍聴)

第四条 部会の会議を傍聴しようとする者は、あらかじめ、文部科学省初等中等教育局教育課程課（以下この条において「事務局」という。）の定める手続により登録を受けなければならない。ただし、部会の会議を傍聴することができる者は、次に掲げるものとし、その人数は、原則として当該各号に掲げる人数と

する。

一 放送機関、新聞社、通信社その他の報道機関に所属する者 一社につき一人

二 前号の掲げる者以外の者 原則として受付けの順序に従って事務局が許可する人数

2 前項の登録を受けた者（以下この条において「登録傍聴人」という。）は、部会長の許可を受けて、会議を撮影し、録画し、又は録音することができる。

3 登録傍聴人は、前項の許可を受けようとするときは、事務局の定める手続により申請するとともに、会議を撮影し、録画し、又は録音するに当たっては、事務局の指示に従わなければならない。

4 登録傍聴人は、会議の進行を妨げる行為又は他の傍聴人の傍聴を妨げる行為をしてはならない。

5 部会長は、登録傍聴人が、第二項の規定による許可を受けず、若しくは第三項の規定による事務局の指示に従わずに会議を撮影し、録画し、若しくは録音したとき、又は前項に規定する行為をしたときは、退場を命ずる等適当な措置をとることができる。

（会議資料の公開）

第五条 部会長は、部会の会議において配付した資料を公開しなければならない。ただし、部会長は、公開

することにより公平かつ中立な審議に著しい支障を及ぼすおそれがあると認めるときその他正当な理由があると認めるときは、会議資料の全部又は一部を非公開とすることができる。

(議事録の公開)

第六条 部会長は、部会の会議の議事録を作成し、これを公開しなければならない。ただし、部会長は、公開することにより公平かつ中立な審議に著しい支障を及ぼすおそれがあると認めるときその他正当な理由があると認めるときは、議事録の全部又は一部を非公開とすることができる。

2 前項の規定により議事録の全部又は一部を非公開とする場合には、部会長は非公開とした部分について議事要旨を作成し、これを公開するものとする。

(雑則)

第七条 この規則に定めるもののほか、部会の議事の手続その他部会の運営に関し必要な事項は、部会長が部会に諮って定める。

附 則

この規則は、部会の決定の日（平成二十七年二月二十五日）から施行する。

平成26年12月4日
教育課程部会了承

平成27年2月25日
教育課程部会
継続設置を承認

教育課程企画特別部会の設置について

「初等中等教育における教育課程の基準等の在り方について（諮問）」を受け、各学校種又は各教科・科目ごとの改訂の方向性に関する検討に先立ち、新しい時代にふさわしい学習指導要領等の基本的な考え方や、教科・科目等の在り方、学習・指導方法及び評価方法の在り方等に関する基本的な方向性を検討するため、中央教育審議会初等中等教育分科会教育課程部会の下に、教育課程企画特別部会を設置する。

中央教育審議会（総会）

初等中等教育分科会

（幼稚園、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校）

- ・初等中等教育の振興に関する重要事項
- ・初等中等教育の基準に関する重要事項
- ・教育職員の養成並びに資質の保持及び向上に関する重要事項

【第7期の主な審議事項】

- ・これからの学校教育を担う教職員やチームとしての学校の在り方について（平成26年7月中教審総会にて諮問）
- ・道徳に係る教育課程の改善等について（平成26年10月中教審総会にて答申）
- ・初等中等教育における教育課程の基準等の在り方について（平成26年11月中教審総会にて諮問）
- ・子供の発達や学習者の意欲・能力等に応じた柔軟かつ効果的な教育システムの構築について（平成26年12月中教審総会にて答申）

教育課程部会

- ・初等中等教育の教育課程に関する重要事項

【第7期の主な審議事項】

- ・幼保連携型認定こども園教育・保育要領の策定について（教育課程部会の下に専門部会を設置し、厚労省社会保障審議会との合同会議において検討、平成27年4月施行）
- ・土曜授業について（平成25年9月審議、11月省令改正）
- ・道徳に係る教育課程の改善等について（教育課程部会の下に設置した「道徳教育専門部会」において検討）
- ・初等中等教育における教育課程の基準等の在り方について（教育課程部会の下に「教育課程企画特別部会」を設置）

教育課程企画特別部会

「初等中等教育における教育課程の基準等の在り方について（諮問）」を受け、各学校種又は各教科・科目ごとの改訂の方向性に関する検討に先立ち、**新しい時代にふさわしい学習指導要領等の基本的な考え方や、教科・科目等の在り方、学習・指導方法及び評価方法の在り方等に関する基本的な方向性を検討**